

J R 東海労働関西地「申」第2号  
2022年7月29日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 臼井 俊一 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 笹田 伸治

「田川哲史組合員への口頭注意」に関する申し入れ

2022年4月27日、田川組合員が乗務する406-1行路の出勤点呼(9:56)は成立した。しかしその後、運転準備室で東野総務科長、足立、塚助役から乗務不適を通告された。この通告により田川組合員は心身に異常をきたし10:14に『心身状態異常あり』の申告を行った。会社は、この申告を受けて、田川組合員に退出を命じた。

会社は7月21日、この一連の事象に対するものとして田川組合員に対して口頭注意を言い渡すと同時に、5月の給与から賃金をカットした。以上の会社が行った行為に対して以下の通り申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 乗務不適とした理由を明らかにすること。
2. 乗務不適とした理由は、何時、誰が確認したのか明らかにすること。
3. 長期間に渡り、病院への受診を強要した理由を明らかにすること。
4. 口頭注意を撤回すること。
5. 否認を撤回し、賃金を返納すること。

以 上